

地域で育てる、支え合う ふだんの ぐらしの しあわせづくり

市民のだれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、隣近所や地域の中で助け合い、支え合えるまちづくりを進めることが必要です。本年度は、そのしくみや支援策を示した市の「地域福祉計画」と、具体的な取り組みを進める社会福祉協議会（社協）の「地域福祉活動計画」を一体化して策定した計画を元に、市と社協がより強力な連携をとり、市民の協力を得ながら焼津市の地域福祉を推進してまいります。

基本目標1 人創り 地域を支える人創りの推進

近所づきあいや地域の交流が減少している中で、市民一人ひとりの参画意識の喚起・参画の促進、地域を支える人財の育成、子どもたちへの福祉教育の実践などを推進します。個々の事業においては、情報提供のあり方も同時に検討・実施します。

(1) 福祉教育の充実

① 地域福祉に関する啓発活動の推進

ア ふくしのススメ(福祉体験交流事業)

地域で暮らす様々な人が講師となって福祉を学ぶ機会を提供します。家族や地域住民が、世代を超えて一緒に福祉活動の話を聞いたり、福祉体験学習ができるような講座づくりに努めます。

イ 出張福祉講座・研修会開催事業

市内の学校や団体及び企業が、地域福祉への関心を高め、生活や活動をしていただくことを目的に講座や研修会を開きます。より地域や社会の要請に合致したメニューを検討し、一覧表を作成して事業をPRするなど、事業への関心を高め、講座や研修会の依頼を増やします。

ウ 福祉教育・福祉レクリエーション機材の貸出

② 学校における福祉教育の推進

ア 福祉教育実践校活動推進事業

学校で進める福祉教育が円滑に進むよう支援します。

イ 福祉教育実践校活動助成事業

ウ 夏休み福祉体験学習の開催(ふれあいキャンプ)

(2) 共助意識の醸成

① イベントなどを通じた意識啓発、交流活動の充実

ア 社会福祉大会の開催(焼津市と共催)

社会福祉活動に功労のあった方々に長年の貢献に対し、感謝の意を表すと

ともに、市民へ広く福祉の啓発と理解を深めることを目的に、功労者へ表彰状・感謝状の贈呈と福祉講演会を開催します。

イ 焼津市「福祉を育てる市民運動」推進協議会主催事業（福祉まつり「ふれあい広場」）開催補助事業

福祉推進の目的達成のため、焼津市「福祉を育てる市民運動」推進協議会が主催する福祉まつり「ふれあい広場」の円滑な運営を支援します。

ウ ほほえみ夏祭りの開催

市内の福祉団体・ボランティア、及び地域住民の交流の場を提供し、相互理解の促進と地域福祉の向上を図り、併せて大井川福祉センターを PR します。

(3) 人財育成(地域の担い手、コーディネーター、ボランティア、リーダーなど)

① 地域活動、ボランティア活動に関する啓発

ボランティア活動の紹介や募集の際にチラシやポスターなどを作成し、啓発に努め、活動希望者の増加に繋げ、見てほしい人が集まるところに掲示するなど、効果的広報を検討して進めます。

ア 広報紙、ポスター、チラシを使った啓発活動の充実

② 地域福祉活動に参加する人財の育成

ア 精神保健福祉ボランティア活動推進事業

心に病を持つ方たちが安心して地域で生活できるよう、ボランティアグループの活動支援と住民の理解を深めます。

イ 傾聴ボランティア活動推進事業

傾聴の技法を習得したボランティアを養成し、地域での傾聴の活動を推進し、孤独になりがちな人が話を聴いてもらうことで、地域で安心して生活できるように努めます。

ウ ボランティアステップアップ講座開催事業

ボランティア意識・資質の向上を目的に開催します。

エ ボランティア相談事業

活動上の悩み等相談に応じ、円滑な活動に向けた援助・支援を行います。

③ 若者によるボランティア活動の活性化（新規事業）

ア 企業の社会貢献活動研究会参加企業と連携し社会貢献活動の啓発。社員の地域活動への参加を理解し支援する企業を増やします。

基本目標 2 環境創り 地域福祉活動の推進

地域福祉推進委員会とその役割について、地域住民の認知度を上げ、地域福祉の充実を図ります。困りごとや、解決したい課題は地域ごと、年代ごとに異なります。まずは「地域の人たちの声を聞こう、知ろう」という場を設けるなど、地

域住民が互いに近づける機会を作ります。

(1) 小地域福祉活動への支援・活性化

① 地域組織・活動への支援充実

ア 世代間交流支援

世代を越え、お互いが理解を深める活動が円滑に進むよう支援します。

イ 地域福祉推進委員会活動助成

地域で組織されている地域福祉推進委員会の活動が円滑に推進されるよう活動助成・連絡会の開催を行います。

・地域福祉推進委員会への運営・活動助成

・推進地区連絡会の開催

ウ 小地域福祉リーダー研修会開催事業

地域の福祉リーダー的役割を担う方たちと住みやすい地域づくりについて、福祉の視点でともに考え理解を深めることで、地域での支え合い活動が推進されるよう開催します。

③ 「顔の見える地域づくり」の実践

ア 世代を超えて互いを知る場の提供(新規事業)

会議や検討会といったかしこまったものではなく、お茶を飲みながら気軽に互いの状況を話せる場や機会を作り、顔の見える地域づくりを推進します。

(2) 地域ネットワークの構築と周知

自治会や民生委員・児童委員、地域で活動を行う人が連携を強め、住民とともに地域福祉推進のために活動できる環境づくりを推進します。地域において、住民同士が互いを知り、助け合うために必要な情報を共有できる環境を整備します。地域に住む人の経験や団体の活動を地域全体の財産として生かし、地域に還元できるよう基盤づくりを進めます。

① 福祉活動の担い手の連携促進

ア 障害のある人や高齢者など経験者や体験者の地域福祉活動への人材活用

地域で生活している人たちの経験や体験を地域全体の財産として生かし、地域に還元できる基盤づくりを進めます。

② 地域における見守りネットワークの充実

・ふれあいネット事業(地域住民による見守り)活動の推進充実

日常生活の中で、特に不安を抱えがちな「一人暮らしのお年寄り」や「高齢世帯」「重度障害者世帯」が安心して生活できるよう、地域住民の理解と参加を得て、社協支部長、民生・児童委員が中心となり、地域ぐるみによる見守りを展開します。

(3) 場や拠点づくりの支援と周知

① 地域における交流の場、拠点づくりへの支援

ア 地域ふれあい活動支援(高齢者サロン(ミニデイサービス、居場所的サロン、子育てサロン)

イ おもちゃ図書館運営支援

- ② ボランティア活動への場の支援
 - ア 福祉の広場、ボランティアビューローの機能の充実
 - イ ボランティア相談
 - ウ ボランティア活動の実態把握と連絡調整機能の充実
 - エ ボランティア活動保険等加入促進
- ③ NPO・市民活動団体への支援
 - ア 活動の場、啓発活動の場の提供
- (4) 防災・防犯活動の促進
 - ① 地域における防災・災害体制の強化
 - ア 災害時ボランティアコーディネーター育成と連帯強化事業
 - イ 災害時ボランティアコーディネーター養成講座開催事業
- (5) 福祉団体、市民グループの活動の推進
 - ① 団体活動への支援の充実
 - ア 福祉関係団体への活動支援
 - ② ボランティア活動促進のための支援
 - ア ボランティア連絡協議会運営支援

基本目標3 しきみ創り 支援が必要な人を支える体制の整備と強化

引き続き福祉サービスの充実、相談体制の充実を図るとともに、重層的なセーフティネットの構築を進めます。同時に、市、社協、各団体、地域、住民が連携し、協力し合えるネットワークを築き、多くの市民が安心を得られる仕組みを作ります。

- (1) 相談体制の充実
 - ① 相談体制の充実
 - ア ふくしなんでも相談事業(焼津市総合福祉会館内)
 - 市民からの悩みごとや困りごとの相談に乗り、必要に応じて福祉サービスの利用に結び付けます
 - ② 緊急措置対応
 - ア 貸付事業
 - 低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯の相談に応じ、必要な資金の貸付事務と償還業務を行い自立に向けた助長に努めます。
 - ・生活福祉資金(静岡県社協資金)の貸付及び償還
 - ・小口資金貸付の貸付及び償還
 - イ 援護事業
 - ・旅費欠乏者援護 旅費のない行旅者へJR切符を支給します。
 - ・火災罹災者 行政と連携し、火災罹災者へ見舞金の支援を行います。
- (2) 避難行動要支援者対策の体制づくりと強化
 - ① 地域における避難所行動要支援者対策の促進
 - ア 福祉避難所の運営マニュアルの作成(新規事業)
 - 災害発生時に一般避難所での避難生活が困難な要支援者を受け入れる福祉避難所に指定を受けている施設の管理者として、市と協働し、活動マニュアル

ル等の作成により、運営が円滑に行えるよう必要な要件整備を行います。

(3) 権利擁護事業の推進

① 日常生活自立支援事業の促進

日常生活に不安のある高齢者や障害者が、自立した生活を送れるよう福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理支援等を行います。

② 成年後見制度の利用促進事業

ア 権利擁護センターの開設と運営事業(新規事業)

成年後見制度に関する啓発や相談を総合的に受け、申し立てや適切なサービスにつなげます。また、今後市が実施する市民後見人養成に協力し、そのバックアップ体制を整えます。

イ 法人後見事業 (新規事業)

社会福祉法人として成年後見人等を受任し、被成年後見人等が地域において自立した生活を送れるよう支援します。また、市民後見人活動を監督する体制を整えます。

(4) 自立支援活動の促進

① 生活困窮者自立支援

ア 生活困窮者自立相談事業の推進

市から事業を受託し、関連する福祉事業と合わせ、専門職員や資格を持つ職員の充実を図り、制度が目指す方向へ支援できる体制を作ります。

② 移動に関する自立支援

ア 外出時の移動支援事業(重度身体障害者移動支援)

屋外での移動が困難な障がいのある方に外出の支援を行う。

イ 福祉車両(ハンディキャブ)貸出事業(重度身体障害者移動支援)

寝たきりや歩行困難の方の、通院やリフレッシュなど、社会参加促進を図るための福祉車両の貸出しを行います。また、ご家族等に運転手がない場合には、運転ボランティアの調整派遣を行い、利用者の利便を図ります。

(5) 重層的なセーフティネットの構築と周知強化

① 多様な課題への対応の検討

ア 若年者ニートの悩みごと相談(生活困窮者自立支援事業)

ニートや引きこもりの人への働きかけを行い、地域や社会に出て自立した生活ができるよう支援していきます。

基本目標4 基盤創り 地域福祉を進める協働・連携と基盤強化

市と社会福祉協議会が協働で策定する本計画の実効性を高めるため、市民や関係団体へ「知らせる」、「つなぐ」部分と、「(計画を)検証する」部分を強化します。また、進捗や情報を共有し、定期的に検証の場を持って進めます。

(1) 情報提供の充実

① 制度やサービスに関する情報の提供

市民の様々な福祉ニーズに応じた情報を提供するとともに、既存の提供媒体の充実だけでなく、地域の担い手である住民に伝わる新たな発信方法を考え、実践していきます。

ア 地域福祉の事業、活動、サービスの情報提供の充実

市民にとっては知りたい情報が検索しやすく、必要な人に情報が届く形で、情報提供の改善、充実を図っていきます。

イ 社協やいづ、社協つうしんの発行

社協活動のPRと福祉情報の提供を目的に、読みやすい社協広報紙を発行する。また、ボランティアの協力を得て、視覚障害者の方へ音訳・点訳し迅速な情報提供を行います。

- ・社協やいづ(全戸配布・年6回奇数月発行)
- ・社協つうしん(関係者配布・毎月発行)

ウ 社協ホームページの充実

社協活動をタイムリーに情報提供するため、ホームページを充実し情報発信していきます。

(2) 福祉サービスの充実

① 福祉サービスの充実に向けた支援

福祉サービス事業の提供を継続し、利用者への周知と満足度向上を推進します。

ア 会食型給食サービス事業

ボランティアの手作り弁当による会食形式の昼食会を開催し、一人暮らし高齢者の閉じこもりの防止や仲間づくりを行います。

イ 生きがい活動支援通所事業(介護保険対象外の高齢者のデイサービス)

介護保険の対象にならない高齢者に、ひきこもり等を解消するため、送迎・レクリエーション等のサービスを提供します。

- ・かもめデイサービスの運営(焼津市総合福祉会館内)
- ・ぬく森デイサービスの運営(焼津市大井川福祉センター内)

ウ 点字広報・声の広報発行事業

視覚障害者へ速やかな情報提供を行うため、ボランティアの協力を得て、市広報紙を点訳及び音訳を行います。

エ 放課後児童クラブ事業(市受託事業)

保護者が共働きなどで昼間家庭にいない児童を預かり、放課後等に適切な遊び、生活の場を提供し、健全育成を図ります。

(大富・大井川東・西・南小学校区)

オ 北部・大井川の「地域包括支援センター事業

介護予防、権利擁護、虐待の早期発見・防止等を行うため、介護支援専門員等による総合相談、介護予防プランの作成等を行います。

- ・北部地域包括支援センター(焼津市総合福祉会館内)
- ・大井川地域包括支援センター(焼津市大井川福祉センター内)

カ 障害福祉サービスの提供

障害者の日常生活や社会生活を支援するため、ヘルパーによる在宅生活の支援や自立に向けた援助を行います。

- ・訪問介護
- ・視覚障害者同行援護

- ・車いす・磁気ループ(聴覚に障害のある方の補助器具)無料貸出事業
- キ 福祉サービスの利用援助事業
 - 介護保険制度により、認定された高齢者の方々にヘルパー等を派遣及び通所による入浴・食事等を行い、利用者の要望に応える質の高いサービスを提供します。
 - ・居宅介護支援(ケアプラン作成)
 - ・訪問介護事業(ホームヘルプサービス)
 - ・訪問入浴介護事業
 - ・生活管理指導員派遣事業(介護保険対象外の高齢者への支援・援助)
 - ・身体障害者訪問入浴サービス

② 助成金の交付

民間福祉事業の振興を図るために、全国的に展開される「赤い羽根共同募金」及び「歳末たすけあい募金」の活動推進に焼津市共同募金委員会の事務局として協力します。

また、焼津市の福祉事業の振興や低所得世帯支援のため、共同募金の配分金を活用した事業を実施します。

- ア 共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)活動への協力
- イ 赤い羽根共同募金助成事業
- ウ 赤い羽根地域福祉促進事業
- エ 歳末たすけあい募金助成金事業
 - 在宅助成 低所得者世帯の小中学校児童・生徒への援助(入進学・卒業祝)
 - 地域助成

(3) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

地域住民の人権が尊重され、偏見や差別のない地域づくりを進めるとともに、障害のある人や高齢者、ひとり親家庭など、情報へのアクセスが容易ではない住民に考慮した情報のバリアフリーを進めます。

(4) 企業や団体との協働基盤の整備

① 地域福祉の担い手やボランティア団体の連携強化

ボランティア団体間や自治会や民生委員児童委員など地域について詳しい団体や組織との連携・協働の強化を進めます。

- ア ボランティア団体間の連携コーディネート
- イ ボランティア連絡協議会運営支援の推進

② 地域貢献を行う企業・団体との連携の推進

企業としての社会貢献活動、社会人としての地域貢献活動について、実践と情報発信や情報提供とネットワークづくりを目的に研究会の運営と実践活動を行います。

- ア 企業の社会貢献活動研究会の運営
- イ 社会福祉法人の地域公益的活動支援(新規事業)
 - 社会福祉法人としての地域貢献の在り方について、市内の社会福祉法人で協議、検討する場を設け、地域に発信し、実践に結び付けます。

(5) 市・社協の連携基盤の整備と強化

① 情報・課題の共有、連携

第3次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理について、市と社協の担当部署が進行管理シートによる施策の進捗状況の点検を共有して進めるとともに、施策効果の検証を進めます。

(6) 社会福祉協議会(社協)活動の基盤強化

① 自主財源の確保

社協事業の充実を図るため、会費や善意銀行寄付金等の効率的活用とともに補助事業を効果的に活用するなど、自主財源の確保を図ります。

ア 事業財源の確保

イ 補助事業の活用

ウ 適正な管理運用と財務経理管理の徹底強化

エ 介護事業所の運営

② 拠点施設の管理・運営

ア 総合福祉会館・大井川福祉センターの管理運営

会館ご利用者が安心・安全に利用できるよう、指定管理者として、建物の適正な管理業務に努め、また会館利用者が参加し災害時に備えた防災訓練を実施します。

イ 総合福祉会館・大井川福祉センターを拠点とした福祉活動の推進

福祉関係者だけでなく、市民だれもが参加でき、ふれあい、楽しめる会館を目的にイベント(映画会・コンサート・写真展・フリーマーケット・ユニバーサルデザインを学ぶウェルシップ探検ツアー)の開催や市民の憩いの場となるようボランティアの協力を得て花壇の整備や会館ディスプレイ等による雰囲気作りを行います。

③ 社協役員の充実

ア 理事会、評議員会の効率的、効果的運営

執行機関、議決機関としてスピーディな意思決定を行い、変化する現在の福祉情勢に的確、タイムリーに対応します。

イ 支部長会の運営

地域と社協とのパイプ役として更に連携を密にし、社協事業活動の円滑化とときめ細かな地域福祉増進を図ります。

ウ 役員機能と経済的機能を備える研修会の実施

役員の経営参加を促進するための自主研修のほか、さまざまな研修機会を活用し参加します。

④ 職員体制の強化

ア 職員の人材確保・育成強化

人材紹介機関との連携のほか、求人誌やインターネット求人などを有効に活用します。また社協職員全体研修会などを通じ法人の理念やコンプライアンスを学ぶ機会を設けるほか、専門研修等に積極的に参加できるよう、サポートします。